

前橋市監査委員公表第18号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月17日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

財務部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年8月24日～10月12日

措置通知書提出日 令和4年11月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：資産経営課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>市庁舎構内等駐車場管理業務において、業務の実施起案では、予定価格を定められないとしていたにもかかわらず、1人1時間当たりの単価については、予定価格を定めていた。また、見積合わせ通知書で見積書に記載するよう指示している1年間の材料費について、予定価格をあらかじめ定められたにもかかわらず、定めていなかった。</p> <p>予定価格を定めることが原則であることから、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 契約書の記載事項について</p> <p>職員研修会館自家用電気工作物保守管理業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。</p> <p>平成28年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>市庁舎構内等駐車場管理業務において、1年間の材料費について、予定価格を定めていなかったことから、契約規則や役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定めることとし、来年度使用予定の業務の実施起案にあらかじめ予定価格を定める旨の記載をしておくことで、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>職員研修会館自家用電気工作物保守管理業務については、来年度から職員研修会館を使用しない予定であることから、契約を締結する予定はないが、本課が契約を締結している他の業務において、契約保証金に関する事項が記載されていないものはなかった。</p> <p>なお、本件は平成28年度の監査指摘事項であったにもかかわらず、令和4年度の契約書において、改善が図られていなかったことから、平成28年度以降の監査指摘事項について、改めて周知徹底を図るため、課内研修を実施した。</p>

会計室定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年8月24日～10月12日

措置通知書提出日 令和4年10月31日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：会計室】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>口座振替等データ伝送用ソフトウェア保守委託業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約事務については、契約規則及び役務等業務委託契約事務マニュアルに基づき行うことを会計室全体で再確認し、指摘のあった口座振替等データ伝送用ソフトウェア保守委託業務に関しては、過去の実例価格等から予定価格を定めるよう、次回使用予定の起案等のファイルをあらかじめ修正し、確実に改善できる対応を行った。</p>